

令和4年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策室

1 鳥獣保護区等の指定計画一覧

第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年4月1日から令和9年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称	所在地	区分 ※	面積 (ha)	指定期間	備考
三峰川上流	伊那市	鳥獣保護区特別保護地区	4,914	R 4. 11. 1～R 14. 10. 31	再指定
のぞきど	木曽郡大桑村	鳥獣保護区特別保護地区	178	R 4. 11. 1～R 14. 10. 31	再指定
風吹岳	北安曇郡小谷村	鳥獣保護区特別保護地区	116	R 4. 11. 1～R 14. 10. 31	再指定

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区再指定の趣旨

三峰川上流鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「大規模生息地の特別保護地区」に指定するもの。令和4年10月31日に指定期間が終了する区域についての再指定（10年間）

3 のぞきど鳥獣保護区特別保護地区再指定の趣旨

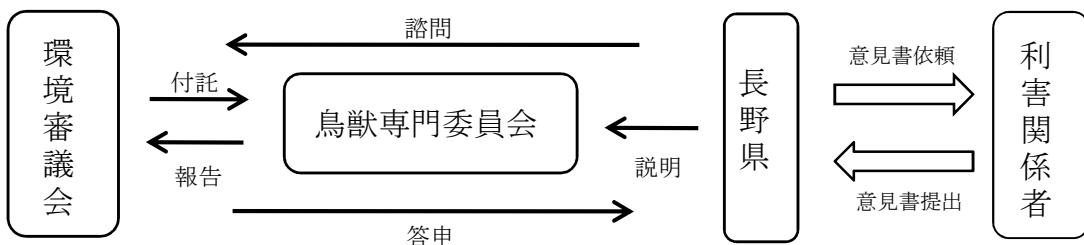
のぞきど鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するもの。令和4年10月31日に指定期間が終了する区域についての再指定（10年間）

4 風吹岳鳥獣保護区特別保護地区再指定の趣旨

風吹岳鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するもの。令和4年10月31日に指定期間が終了する区域についての再指定（10年間）

5 スケジュール等

(1) 計画策定の流れ



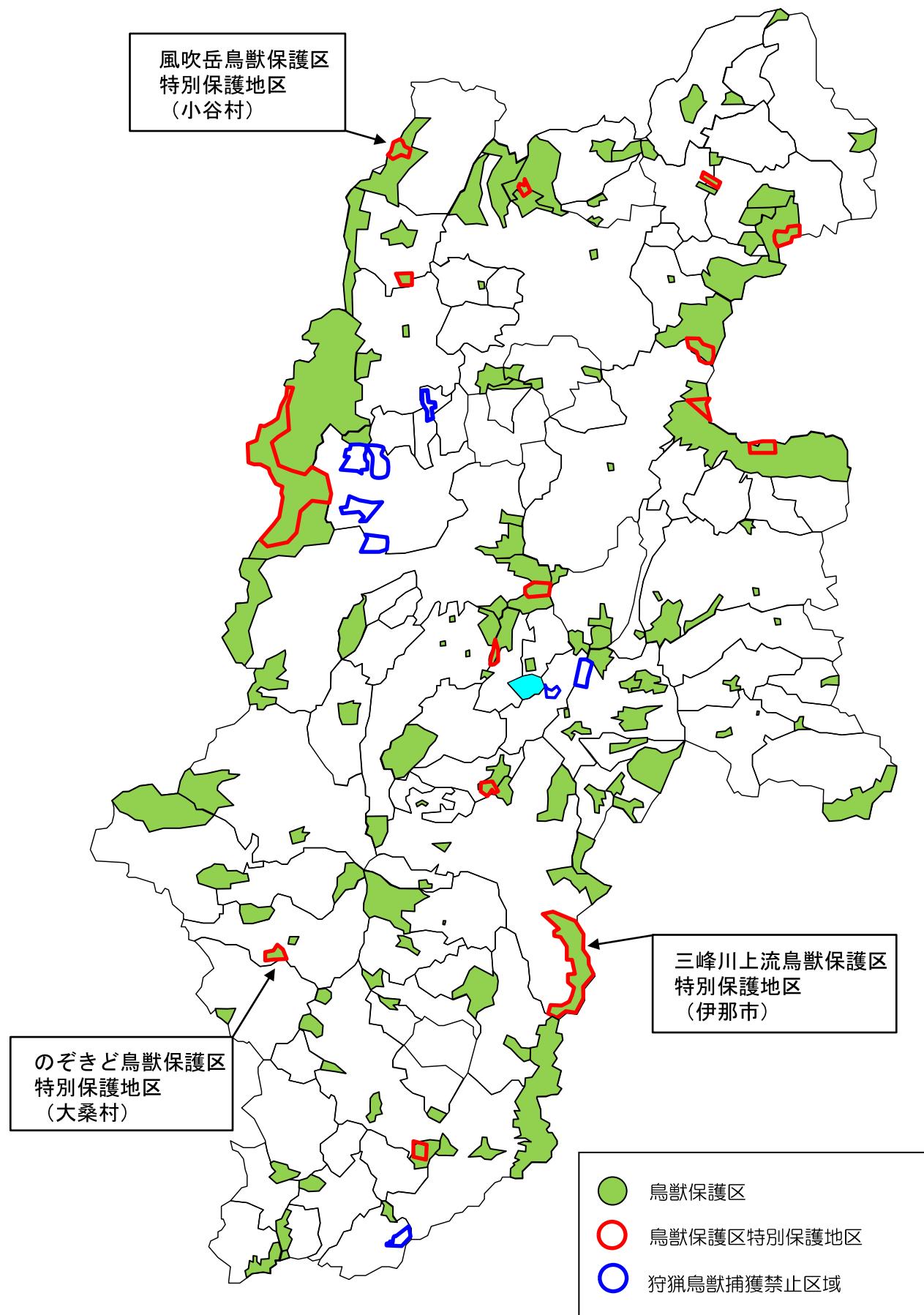
(2) 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会				● 現地検討				
備考	→ 利害関係者の意見書						→ 狩猟期間	

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛散弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和4年度鳥獣保護区等指定計画位置図



三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

伊那市長谷所在の浦国有林中、第2林班から第4林班までの各林班、同第56林班から第59林班までの各林班、同第65林班及び第66林班、同第70林班から第73林班までの各林班、同第89林班から第94林班までの各林班、同第101林班から第104林班までの各林班、同第108林班から120林班までの各林班の区域一円（面積4,914ha）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

三峰川上流鳥獣保護区は、伊那市東部にある南アルプス仙丈ヶ岳の南部に位置し、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域と重複しており、希少な自然環境が保全されている。また、当該地域にはニホンカモシカをはじめ、クマタカなどの希少猛禽類も生息しており、高山帯にはライチョウも見られるなど鳥獣の生息環境には好条件を備えている。

このため、当該地域を特別保護地区に指定することで、広範囲の生息域を確保し、多種の鳥獣の保護、増殖を図るものである。

(3) 保護管理方針

特別保護地区内での行為許可時に条件を付す等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 4,914 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 4,914 ha

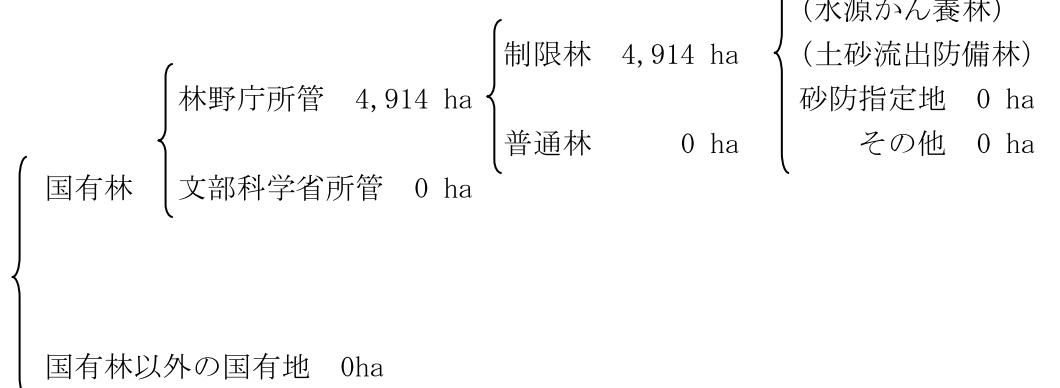
農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 4,914 ha



地方公共団体有地 0 ha

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

都道府県有地 0 ha

市町村有地等 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha

自然公園法による地域 4,914 ha
(南アルプス国立公園)

特別保護地区 617 ha

特別地域 4,297 ha

普通地域 0 ha

農振法による農業振興地域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県、山梨県、静岡県の3県にまたがる南アルプス国立公園の北部で、伊那市東部にある仙丈ヶ岳の南部、三峰川源流域に位置し、標高は約1,600mから約3,000mである。

イ 地形、地質等

地形は南アルプスの稜線から三峰川の最上流部に下るV字谷地形となっており急峻である。また、当該鳥獣保護区周辺は、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークとして「日本ジオパーク」に認定されており、貴重な地質遺産が多く存在する。

ウ 植物相の概要

標高2,600m付近の森林限界以下には、亜高山帯の常緑針葉樹、主にシラビソ、コメツガが優先し、トウヒ、ダケカンバを伴う森林が分布している。また、山地帯にはミズナラ林、ウラジロモミ林の針広混交林が分布している。

エ 動物相の概要

鳥類は、シジュウカラ類をはじめ、クマタカなどの希少猛禽類の生息域にもなり、高山帯にはライチョウも見られるなど、多くの種類が生息している。獣類は、ニホンカモシカをはじめ、ツキノワグマ、ホンドオコジョ、ニホンジカなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○ライチョウ（特別天然記念物・絶滅危惧）、イヌワシ（天然記念物・絶滅危惧）、クマタカ（絶滅危惧）、ハチクマ（絶滅危惧）、オオタカ（絶滅危惧）、○イワヒバリ、○ホシガラス、カヤクグリ、ウグイス、メボソムシクイ、ヒガラ、コガラ、ルリビタキ、キクイタダキ、サシバ、フクロウ

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ホンドオコジョ（天然記念物・準絶滅危惧）、ヤマネ（天然記念物・準絶滅危惧）、○ツキノワグマ、タヌキ、○キツネ、○テン、○ニホンリス、○ノウサギ、ニホンザル、イノシシ、○ニホンジカ

※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣が生息しているときは、その種名を漏れなく記載することとし、当該種名には、アンダーラインを引く。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域周辺において、ニホンジカによる高山植物等への被害が見られ、当該地が所在する伊那市全体における主な農林業等被害及び個体数調整の許可状況は、別紙のとおり。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

なし

伊那市における農林水産物の被害状況

平成30年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 獵 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、野菜	ミズナラ・サクラ・	13,126	4	1,576	961
ニホンザル	稲、豆類、雑穀、果樹、野菜		2,950	2	84	-
イノシシ	稲、麦類、豆類、野菜		1,998	3	122	111
ツキノワグマ	野菜		512	1	1	1
ハクビシン	野菜		1,385	2	65	5
タヌキ			—	3	53	101
カラス	稲、果樹、野菜		148	2	418	32

※被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

※ニホンジカの許可捕獲のうち1件は、伊那市内の南アルプス国立公園地域で実施

令和元年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 獵 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、野菜		10,842	4	1,674	721
ニホンザル	稲、豆類、雑穀、果樹、野菜		2,735	2	143	-
イノシシ	稲、麦類、雑穀、野菜		1,861	2	91	70
ツキノワグマ	野菜		630	1	3	2
ハクビシン	果樹、野菜		1,314	1	84	2
タヌキ			—	2	35	47
カラス	稲、雑穀、果樹、野菜		455	1	309	15

※被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

※ニホンジカの許可捕獲のうち1件は、伊那市内の南アルプス国立公園地域で実施

令和2年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 獵 捕獲数
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、野菜	ミズナラ	10,794	4	3,015	550
ニホンザル	稲、雑穀、果樹、野菜		2,597	1	415	-
イノシシ	稲、雑穀、野菜		1,674	2	115	24
ツキノワグマ	野菜		598	1	0	1
ハクビシン	果樹、野菜		1,380	1	225	9
タヌキ	野菜		50	2	275	89
カラス	稲、果樹、野菜		434	1	549	0

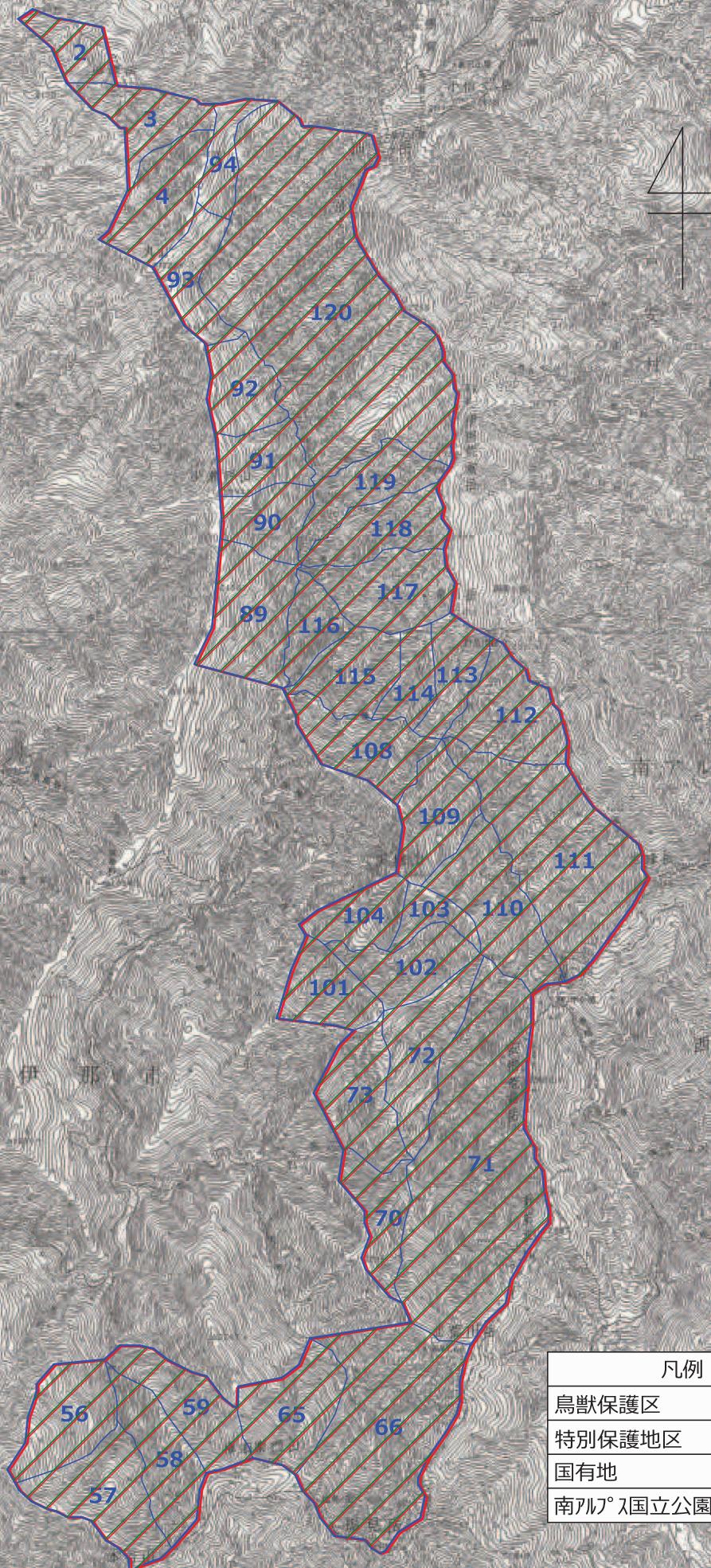
※被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

※ニホンジカの許可捕獲のうち1件は、伊那市内の南アルプス国立公園地域で実施

三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見一覧

職名（団体名）	氏名	賛否・意見
伊那市長	白鳥 孝	賛成
杉島区長	伊澤 隆一	賛成 希少動物の保護は必要と考える ニホンジカ、サルなどは農作物に被害を及ぼしており、保護ではなく駆除が必要と思われる
浦総代	山岸 吉雄	賛成
南信森林管理署長	小林 辰男	賛成
関東地方環境事務所国立公園 課長	井上 綾子	賛成
三峰川総合開発工事事務所長	岩田 伸隆	賛成
天竜川上流河川事務所長	佐藤 保之	賛成
天竜川ダム統合管理事務所 美和ダム管理支所長	上沼 博司	賛成
上伊那農業協同組合 代表理事組合長	御子柴 茂樹	賛成
上伊那森林組合 代表理事組合長	白鳥 孝	賛成
伊那市長谷獣友会長	平林 盛雄	賛成
南アルプス食害対策協議会長	白鳥 孝	賛成
合 計	12名	

三峰川上流鳥獣保護区 特別保護地区 区域図



のぞきど鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

のぞきど鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

木曽郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道牧道線と林道野尻与川線の分岐点を起点として、同点から同農道を 300 メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、二段田川に掛かる橋を渡り、同橋から 100 メートル同林道を北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から村有林と私有林との境界を北東南進し、同尾根と大桑村と木曽郡南木曽町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曽町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 178ha）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該鳥獣保護区域内には森林公園があり、鳥獣の生息する種類が豊富でかつ個体数の多い地区であって、引き続き鳥獣の生息環境の保全が必要であるため、指定期間を更新し、一層の鳥獣の保護繁殖に努める。

(3) 保護管理方針

大桑村をはじめ地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員の巡視等により当該鳥獣保護区の適正な管理運営を行う。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 178 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 177 ha

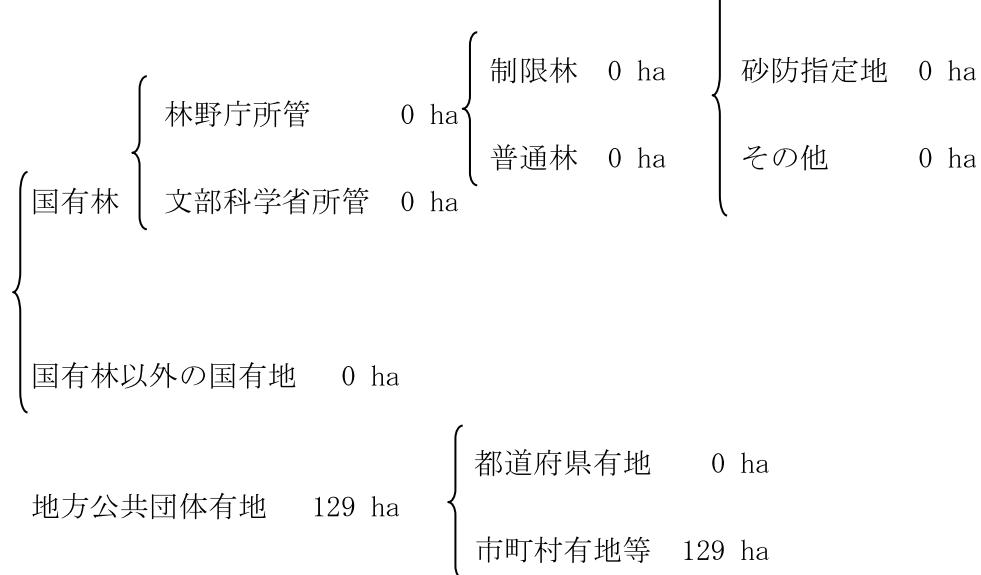
農耕地 1 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha



私有地等 49 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha

自然公園法による地域 0 ha

農振法による農業振興地域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

木曽郡大桑村南部の「のぞきど高原」の一部に位置している。

イ 地形、地質等

標高 800m～1,100m の高原状の区域で、小さなしわ状の尾根と小起伏が多く、その間を小溪流が蛇行しており、湿地帯も各所に見られる。

ウ 植物相の概要

ヒノキの造林地とミズナラ、カシワを主林木とする広葉樹の疎林で形成し、尾根筋はアカマツが点在する。

エ 動物相の概要

カモシカ、ツキノワグマ及びイノシシなどの大型哺乳類から、キツネ、タヌキ、アナグマといった中型の哺乳類まで多くの種類が生息しており、ニホンジカの生息も確認されている。

また、鳥類では、ヒヨドリ、シジュウカラ、カケス、キツツキ類等多くの種類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○ヒヨドリ、○シジュウカラ、○カケス、○オオルリ、○ヤマガラ、○コグラ、○エナガ、○センダイムシクイ

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ツキノワグマ、○ニホンザル、○イノシシ、ニホンジカ、○ノウサギ、○キツネ、○タヌキ、アナグマ、リス
※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣が生息しているときは、その種名を漏れなく記載することとし、当該種名には、アンダーラインを引く。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

別紙のとおり

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

なし

平成 30 年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整含む)		狩 猶
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	飼料作物		6	2	10	7
ニホンザル	稻、豆類、果樹 等	タケノコ	285	2	42	
イノシシ	稻、飼料作物		25	2	45	53
ニホンカモ シカ				0	0	
ツキノワグ マ				4	2	1
ハクビシン	野菜		8	2	9	2
カラス類	豆類		50	2	0	0

令和元年度

加害鳥獣	被害作物	被害樹木	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整含む)		狩 猶
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ		ヒノキ	12	2	20	5
ニホンザル	稻、豆類、果樹 等	タケノコ	140	2	32	
イノシシ	稻、いも類	タケノコ	190	2	36	3
ニホンカモ シカ		ヒノキ	40	0	0	
ツキノワグマ	果樹	ヒノキ	5,121	4	0	
ハクビシン	野菜		3	2	14	

令和 2 年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木	被害金額 (千円)	許可捕獲 (個体数調整含む)		狩 猶
				許可件数	捕獲数	
ニホンジカ	飼料作物		33	2	40	32
ニホンザル	稻、豆類、果樹 等	タケノコ	468	2	40	
イノシシ	いも類、飼料作物	タケノコ	180	2	18	6
ニホンカモ シカ			0	0	0	
ツキノワグマ	果樹	ヒノキ	3,600	9	4	1
ハクビシン	野菜		12	2	9	0
カラス類	野菜		9	2	1	0

のぞきど鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見一覧

職名（団体名）	氏名	賛否・意見
大桑村長	貴舟 豊	賛成
除キ戸生産森林組合長	古谷 正	賛成
(農耕地所有者)	後藤 博志	賛成
木曽南部森林組合代表理事組合長	坂家 重吉	賛成
木曽農業協同組合代表理事組合長	田屋 万芳	賛成
木曽川漁業協同組合代表理事組合長	梅戸 洋	賛成
大桑村觀光協会長	櫻井 秀夫	賛成
木曽獮友会長	瀬脇 進	賛成
合 計	8名	

のぞきどり鳥獣保護区区域説明図

- 1 農道牧道線と林道野尻与川線との分岐点
- 2 農道牧道線と西側の尾根との接点
- 3 西側の尾根と北側の接点
- 4 北側の尾根と林道野尻与川線との接点
- 5 二段田川に係る橋
- 6 林道野尻与川線と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点
- 7 尾根と大桑村と南木曽町の町村界との接点
- 8 町村界とのぞきどり森林公園の境界線との接点
- 9 のぞきどり森林公園の境界線と大桑村と南木曽町の町村界との接点
- 10 町村界と林道野尻与川線との接点



風吹岳鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

風吹岳鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

風吹岳鳥獣保護区の内、北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第 630 林班そ小班及びに小班並びに同浦川国有林中第 636 林班ほ小班、ち小班及びぬ小班までの各林小班の区域一円。（面積約 116 ヘクタール）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、その大部分が中部山岳国立公園と重複し、希少な自然環境が保全されており、鳥獣の生息環境には好条件を備えている。こうした広範囲の生息域を確保し、多様な鳥獣保護、増殖を図るため、引き続き設定する。

(3) 保護管理方針

- 定期的に巡視を実施する等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 116 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	104 ha
農耕地	0 ha
水 面	0 ha
その他	0 ha

イ 所有者別内訳

国有地	116 ha	116 ha	104 ha (土砂流出防備・保健) 0 ha 0 ha
国有林	林野庁所管 文部科学省所管		
国有林以外の国有地	0 ha		
地方公共団体有地	0 ha	都道府県有地 市町村有地等	0 ha
私有地等	0 ha		
公有水面	0 ha		0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0 ha

自然公園法による地域 62 ha
(中部山岳国立公園)

特別保護地区	0 ha
特別地域	62 ha
普通地域	0 ha

農振法による農業振興地域 0 ha

文化財保護法による地域 0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県北安曇郡小谷村の西部、北アルプス連峰最北部の風吹岳を中心とした地域。

イ 地形、地質等

標高約1,700メートルから約1,900メートルに至る東向きの斜面である。

ウ 植物相の概要

シラビソ、オオシラビソ等のシラビソ帯、ハイマツ、タケカンバ等のハイマツ帯または高山植物草原から構成されている。

エ 動物相の概要

鳥類はライチョウ、イワツバメなど、多くの種類が生息している。

獣類はカモシカ、ツキノワグマ、キツネなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ライチョウ（特別天然記念物・絶滅危惧）、イワヒバリ、カヤクグリ、イワツバメ、アマツバメ、ピンズイ、キクイタダキ、メボソムシクイ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ルリビタキ

イ 獣類

○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○キツネ、ツキノワグマ、オコジョ

※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣が生息しているときは、その種名を漏れなく記載することとし、当該種名には、アンダーラインを引く。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 10基

(2) 案内板 10基

風吹岳鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見一覧

職名（団体名）	氏名	賛否・意見
小谷村長	中村 義明	賛成
北アルプス森林組合長	割田 俊明	賛成
J A大北組合長	武井 宏文	賛成
大北地区猟友会南小谷支部長	深澤 芳人	賛成
大北地区猟友会北小谷支部長	北村 健一	賛成
中信森林管理署長	石橋 岳志	賛成
石坂連絡員	松田 泰尚	賛成
来馬連絡員	松澤 盛登	賛成
千国総代表	矢口 邦一	賛成
宮ノ下連絡員	坂本 薫	賛成
梅池南連絡員	淀 俊明	賛成
小谷村観光連盟会長	中村 義明	賛成
風吹岳観光協会長	松澤 昭夫	賛成
梅池観光委員会委員長	太田 優三	賛成
親沢北観光委員会委員長	松本 清	賛成
合計	15名	

